



マイナンバー

マイナンバーカードで暮らしを便利に！

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として使うことができるほか、全国のコンビニで住民票の写し等が取得できるなど、様々なサービスにご利用いただける便利なカードです。市では、職員による申請手続きの支援を行っていますので、この機会にぜひマイナンバーカードを作りませんか？

■マイナンバーカード申請の流れ

ステップ
1

個人番号通知カードと一緒に送られてきたマイナンバーカード交付申請書により申請

※マイナンバーカード交付申請書を紛失した人は、ご相談ください。
※パソコンやスマートフォンからも申請できます。

ステップ
2

市役所から「交付通知書」が届く

※申請から1か月程度かかります。

ステップ
3

「交付通知書」に記載の必要書類を市民課または市民窓口課に持参して、カードを受け取る



■こんなメリットがあります！

- 顔写真付きの身分証明書として使えます。
- 全国の指定のコンビニエンスストアのマルチコピー機で、住民票の写しや戸籍謄抄本、印鑑証明書、所得証明書が取得できます。
- 国税電子申告・納税システム(e-Tax)で確定申告ができます。
- 健康保険証としての利用が予定されています。(令和3年3月予定)
- マイナンバーカードを取得し、マイナポイントの申込みをした人を対象に、キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をすると、1人当たり最大5,000円分のマイナポイントがもらえます。

※マイナポイントは選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして、いつものお買い物で使えます。

※令和2年9月から令和3年3月末までのチャージまたはお買い物が対象です。

※国の予算の上限に達した場合には、予約を締め切ります。予約はお早めに。

○マイナポイントのお問い合わせは

総務課 (☎ 82-1121) 山陽総合事務所 (☎ 72-1111)
国のマイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)

■マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市役所の専用タブレットで、職員が申請のお手伝いをします。

◎とき 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、市役所閉庁日を除く)

※水曜日は9:00～18:45まで受け付けます。(市民課のみ)

◎ところ 市民課、山陽総合事務所市民窓口課

◎持ってくるもの マイナンバーカード交付申請書、本人確認書類(運転免許証等)



●問い合わせ先

市民課 (☎ 82-11140)
市民窓口課 (☎ 71-1513)